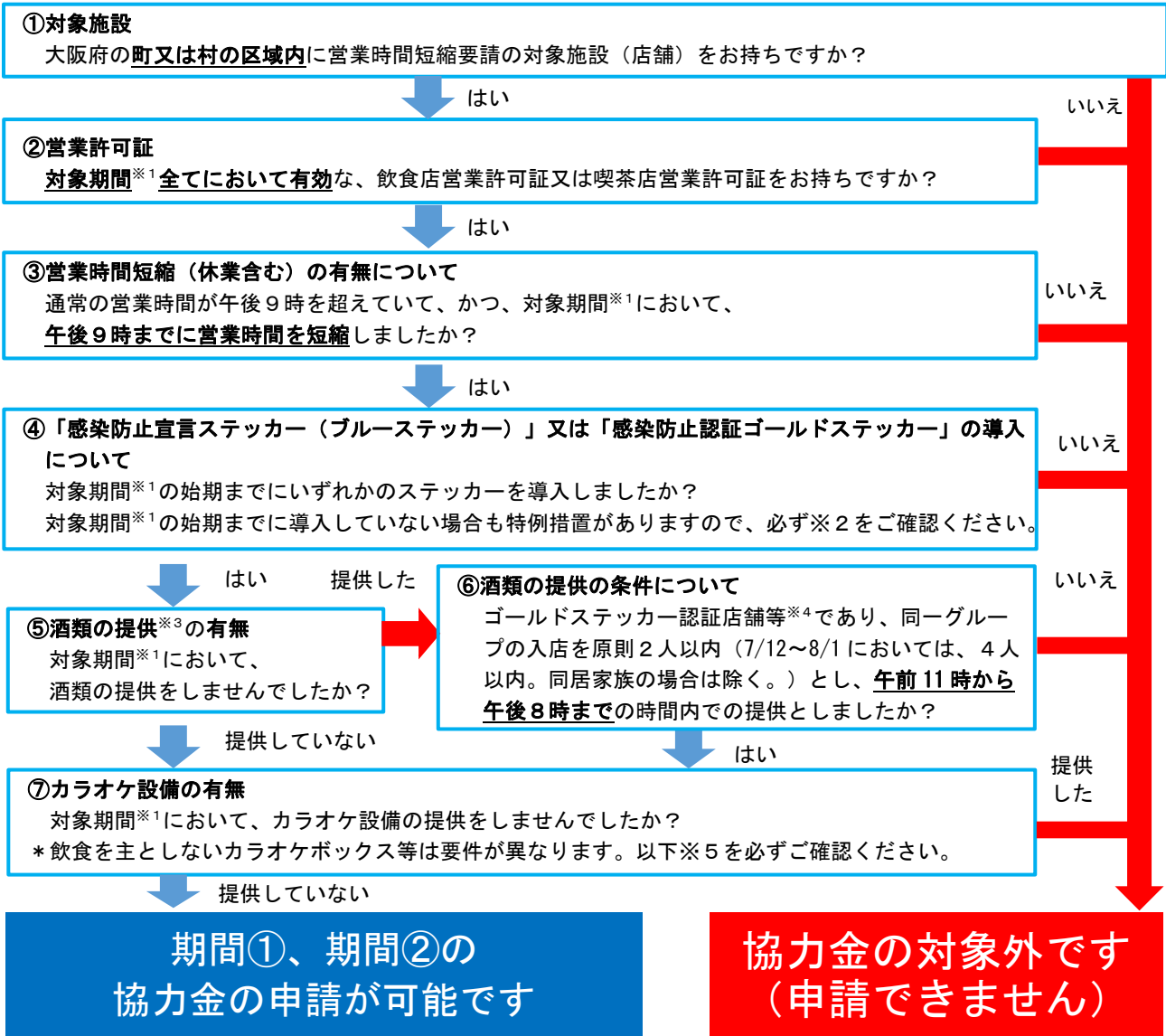


協力金支給要件（支給対象者）概要

◆協力金支給判定フローチャート（その1）

期間①（6月21日から7月11日）又は期間②（7月12日から8月1日）において協力金支給の対象となるかどうか、以下のフローチャートで確認していただけます。



ただし、途中開店の場合は、開店日から10月27日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 対象期間

期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 ブルステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までに導入していたものとみなします。

- ① 対象期間中、営業時間を時短した上、営業されていた方
ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに導入した場合
- ② 対象期間中、休業していた方
ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、支給申請日又は対象期間の終期以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までに導入した場合

※3 酒類提供

利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含みます。

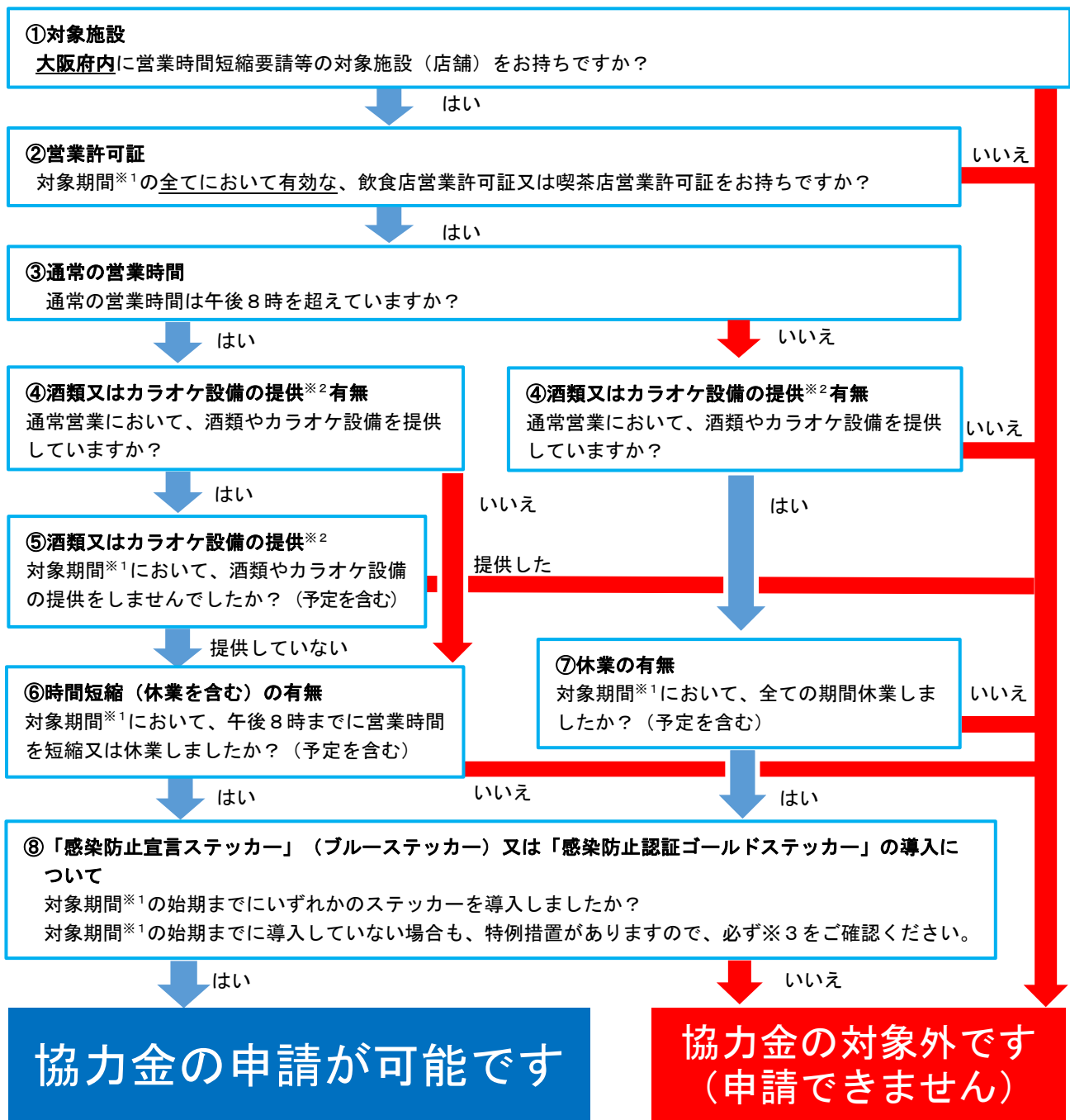
※4 ゴールドステッカー認証店舗等

認証店舗のほか、認証申請中店舗を含みます。ただしゴールドステッカー申請前に酒類を提供した場合は対象外です。

※5 飲食店の営業許可を受けていて、飲食を主としないカラオケボックス等は、カラオケ設備の利用は可能です。ただし、ゴールドステッカーを持っていても酒類提供は自粛する必要があります。

◆協力金支給判定フローチャート（その2）

期間③（8月2日から8月31日）において
協力金支給の対象となるかどうか、確認していただけます。



ただし、途中開店の場合は、開店日から10月27日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

- ※1 対象期間
期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。
- ※2 酒類提供
利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含みます。
- ※3 ブルステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までに導入していたものとみなします。
 - ① 対象期間中、営業時間を短縮した上、営業されていた方
ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに導入した場合
 - ② 対象期間中、休業していた方
ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、支給申請日又は対象期間の終期以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までに導入した場合